

都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)

令和6年の地方分権改革に関する提案募集における建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請、登録証の交付その他登録に関する書類の提出（以下「登録申請等」という。）に係る都道府県経由事務の廃止等に関する提案を踏まえ、当該内容を盛り込んだ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）が令和7年5月16日に公布され、その一部が本日施行された。

これに伴い、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第377号）が令和7年11月19日に、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第111号）が令和7年11月21日に公布され、本日施行された。

については、下記についてその運用に遺漏なきようお願いするとともに、貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正概要（建築基準法施行令第136条の2の19条等関係）

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等について、都道府県経由事務を廃止する。これに併せて、新規登録申請、登録事項の変更申請及び登録証の再交付申請並びに登録証の交付の手続きについては、オンラインでの手続きを可能とし、オンラインにて申請を行った者に対しては、デジタル登録証（3.を参照）を交付する。また、登録手数料の額について、建築基準適合判定資格者においては1万3000円、構造計算適合判

定資格者においては1万円（紙申請を行った際の登録手数料は、従来どおり建築基準適合判定資格者においては1万5000円、構造計算適合判定資格者においては1万2000円。）とする。

2. オンラインでの申請手続きについて（建築基準法施行規則第10条の8関係）

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の新規登録申請、登録事項の変更申請及び登録証の再交付申請並びに登録証の交付の手続きについては、デジタル庁が構築した国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）を利用したオンラインでの申請が可能となる。

これらの手続きについては、従来の紙による登録申請等に比べて申請時の負担軽減、審査時の手続きの迅速化が見込まれることから、原則オンラインによる申請を行うよう関係者への周知をお願いする。なお、オンラインによる申請が行えない事情がある場合は、従来どおり紙による申請を受け付けることとする。

3. デジタル登録証について（建築基準法施行規則第10条の8関係）

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録に係る申請を受け、申請者が当該資格者となる資格を有すると認められた際に交付する登録証について、従来の別記第52号様式等による紙の登録証に加え、別記第52号様式等に記載すべき事項を記載した電磁的記録を新たに追加した。

このデジタル登録証は、建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者であることを証明する登録証として利用することが可能であり、建築基準適合判定資格者又は構造計算適合判定資格者であることを証明する登録証として用いる場合は、国家資格システムから、PDF形式でダウンロードし、電磁的記録として添付することやデジタル登録証を印刷し、紙媒体として利用することが可能である。

この場合、デジタル登録証の有効性については、デジタル登録証に記載している二次元コードを読み取ることで、その登録証の有効性を確認することができる。なお、業務を行うことを禁止された者、又は、登録を削除された者のデジタル登録証に記載されている二次元コードを読み取った場合は、「無効」と表示される。

以上